

～貴金属等を取り扱う古物商の方へ～

『犯罪による収益の移転防止に関する法律』による古物商の義務について



犯罪による収益の移転やテロリズムに対する資金提供を防止するなど、国民生活の安全と平穩の確保及び経済活動の健全な発展を図ることを目的とした『犯罪による収益の移転防止に関する法律』が、平成20年3月1日から施行され、**貴金属等取引業者などの特定事業者**に、取引相手の本人確認等の**新たな義務**が課されることとなりました。

1 貴金属等取引業者とは

貴金属等の売買を業として行う者をいい、**古物商**が**貴金属等**を取り扱う場合には、この法にいう「**貴金属等取引業者**」に該当し、下記の義務が課せられます。

2 貴金属等とは

- ① **貴金属**～金、白金、銀及びこれらの合金
- ② **宝石**～ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠
- ③ **貴金属及び宝石の製品**



3 貴金属等取引業者の義務とは

- ① **本人確認義務**（**200万円**を超える**現金取引**に限る）
- ② **本人確認記録の作成・保存**（同上）
- ③ **取引記録の作成・保存**（同上）
- ④ **疑わしい取引の届出**（犯罪収益移転防止管理官のホームページ参照）

※下記ホームページ内の届出作成プログラムを利用した届出方法が便利です。

4 詳細を知りたい方は、下記のホームページをご覧ください。

- 疑わしい取引の届出方法等は、**犯罪収益移転防止管理官のホームページ**へ
URL (<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>)
- 「タリバーン関係者と関連すると疑われる取引について」の情報
URL (<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/yousei.htm>)

【担当課：大分県警察本部 生活安全部生活安全企画課】

戻る